

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・三十六（産業教育手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・六十五（教職調整額の支給方法等）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・七十（休日勤務手当）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・百十三（時間外勤務手当）の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・百三十七（新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の平成二十一年十二月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整）を廃止する規則	三
○人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則	四
○地方公務員法に定める人事委員会の権限の一部の委任の一部を改正する告示	四
○人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部の委任の一部を改正する告示	四
○人事委員会の権限（期末手当）の一部の委任の一部を改正する告示	五
○人事委員会の権限（時間外勤務手当）の一部の委任の一部を改正する告示	五

ページ

人事委員会

人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・一・三十三

人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七・二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・二・五十三

人事委員会規則七・二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七・二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 条例第十六条第一項第三号の規則で定めるものは、刑事部捜査第一課に所属する総括検視官とする。

第四十二条に次の一項を加える。

4 条例第四十九条第七項の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（条例第四十九条第七項に規定する斉一型短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であつて、要勤務日数（条例第四十九条第七項に規定する要勤務日数をいう。以下同じ。）が二日である職員（第三号に掲げる者を除く。） 三日

二 齊一型短時間勤務職員であつて、要勤務日数が一日である職員（次号に掲げる者を除く。）
一日

三 法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員のうち齊一型短時間勤務職員以外のものその他人事委員会が定める職員。七日に一の給与期間における現日数からその給与期間における当該職員の週休日の日数を差し引いた日数を乗じて得た日数を、その給与期間における現日数からその給与期間における日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数で除して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

附 則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会
委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中、「第一条第一項第八号」を、「第一条第一項第九号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中、「している職員」の下に、「（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされた期間又は職員の分限に関する条例第二条の規定により休職にされた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間

イ 人事委員会が定める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間

ロ 研究職給料表又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち専ら研究に従事する職員（研究職給料表の適用を受ける者で職務の級が一級であるものを除く。）が、県と共同して行われる研究又は県の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間

八 職員の分限に関する条例第二条第三号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による災害（外国派遣条例第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は同法第二条第二項に規定する通勤による災害を含む。）又は公益的法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による災害を受けたと認められる場合の当該休職の期間

附 則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会
委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十一・十九

人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中、「森林技術総合センター」を、「林業技術総合センター」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七・三十六（産業教育手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会
委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十六・九
人事委員会規則七・三十六（産業教育手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十六（産業教育手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員又は法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員等」という。）について、」及び「短時間勤務職員等について、」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十九・二十八

人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表四級の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十五（教職調整額の支給方法等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・六十五・十二

人事委員会規則七・六十五（教職調整額の支給方法等）の一部を改正する規則

人事委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号）に基づき、人事委員会規則七・六十五（教職調整額の支給方法等）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「短時間勤務職員等の」を削り、同条中「育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員又は法第二十八条

の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・七十（休日勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・七十・七

人事委員会規則七・七十（休日勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・七十（休日勤務手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「前条第一号」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百十三（時間外勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・百十三・四

人事委員会規則七・百十三（時間外勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百十三（時間外勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十七（新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の

平成二十一年十二月に支給される期末手当及び勤続手当の調整）を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・百三十七・一

人事委員会規則七・百三十七（新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の平成二十一年十二月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整）を廃止する規則
人事委員会規則七・百三十七（新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の平成二十一年十二月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則十二・一・十四

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人慶長遣欧使節船協会（平成四年十一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会と
いう名称で設立された法人をいう。）の項中
財団法人慶長遣欧使節船協会（平成四年十一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会と
いう名称で設立された法人をいう。）を
に改め、同表社団法人宮城県農業公社（昭和四
十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。）の項及び
宮城県土地開発公社の項を削り、同表に次のように加える。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会（平成四年十一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会と
いう名称で設立された法人をいう。）

に改め、同表社団法人宮城県農業公社（昭和四

十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。）の項及び
宮城県土地開発公社の項を削り、同表に次のように加える。

地方独立行政法人宮城県立病院機構

仙台市

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和二十六年人事委員会公示第一号（地方公務員法に定める人事委員会の権限の一部の委任）の一部を次のように改正した。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

一 二を次のように改める。

二 委任する権限

(1) 人事委員会事務局職員の任免、給与等の人事関係事項を処理すること。ただし、分限及び懲戒を除く。

(2) 法第八条第一項第八号に規定する給与の支払監理に関する事務を処理すること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年四月一日

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

一 二中(イ)とし、(ロ)の次に次のように加える。

(イ) 規則七・二第四十二条第四項第三号に規定する人事委員会が定める職員について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年四月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和五十六年人事委員会告示第二号（人事委員会の権限（期末手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二中(九)を(四)とし、(二)から(八)までを(四)から(十)までとし、同(一)の次に次のように加える。

(二) 規則七・十四第五条第二項第四号イに規定する人事委員会が定める公共的機関及び人事委員会
が定める期間について定めること。

(三) 規則七・十四第五条第二項第四号ロに規定する人事委員会が定める期間について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年四月一日

○人事委員会告示第四号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二十二年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（時間外勤務手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二を次のように改める。

二 委任する権限

第四条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十三年四月一日